

## 離半島部

### 盛土工事に必要な施行同意書の提出にご協力ください

離半島部（江島地区を除く。）の被災土地をお持ちの方々に対し、今年3月下旬に

「女川町（離半島部）被災跡地嵩上げ盛土造成工事等の施行同意書」をお送りしております。

町では、皆さまから工事の実施にご同意いただき、いち早く、地盤沈下した土地の盛土に着手したいと考えております。この同意書は、土地の売買に関するものではありませんし、工事により土地の境界が変更されることもありませんので、土地の売買についてまだお決めでない方も、趣旨をご理解の上、施行同意書をご提出くださいますようお願いいたします。

## 離半島部

### 被災土地の買取希望確認書提出にご協力ください

被災土地の買取りに関する意向については、3月に送付した「土地買取希望確認書」（緑色の用紙）により確認させていただいております。まだ提出されていない場合は、お早目の提出にご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 離半島部

### 被災土地の買取り契約会を順次開催します

離半島部の被災土地の買取り契約会を、今後も順次開催していきます。第1回契約会（6月下旬に開催済み）では、居住地のみを所有されていた方のうち、抵当権などが設定されていない方を対象に、買取り契約を行いました。

次回以降の契約会では、居住地と一体利用していた倉庫、駐車場等の土地をあわせて所有されている方も対象とする予定です。対象の方々には、個別にご案内を発送しますので、内容をご確認の上、ご不明の点があれば事前にお問い合わせください。

なお、抵当権等の権利が設定された土地や、未相続地などは買取りできません。相談窓口をご活用の上、できるだけ早く解決されることをお勧めします。

お問い合わせ先：

復興推進課 用地係

0225-54-3131

中心部・全般 → 内線 262～265

離半島 → 内線 236～237

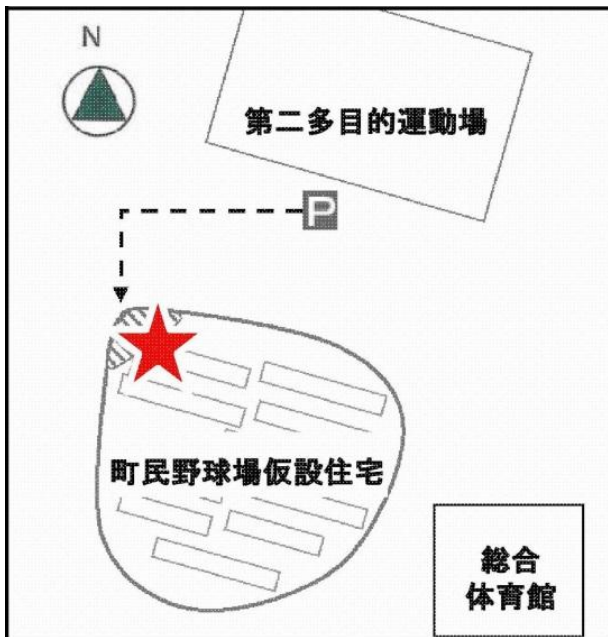


<重要>

中心部の通行規制および共同墓地へのアクセスルートの変更については、広報おながわ7月号をご確認ください。

# 土地・相続等の課題解決に 無料相談窓口をご利用ください

町の無料相談窓口	司法書士会による相談会
専門の相談員が、相続登記に必要な書類（申請書、遺産分割協議書等）の作り方や、抵当権の抹消手続き等について、ご相談に応じます。	登記と法律の専門家である司法書士が、無料で登記相談・法律相談に応じます。
○開催日： 毎月第2第4火曜日水曜日 (平成25年9月末まで開催予定)	○開催日：毎週木曜日 ※ 祝日や、会場が使用できない日はお休みとなりますので、必ず電話で事前確認してください。 <b>022-263-6755</b> (宮城県司法書士会事務局)
○受付時間：午前9時～午後5時 ※ 込み入った内容のものは、有料で司法書士に登記申請を依頼することが必要な場合もあります。	○相談時間：午後1時～午後4時 ※ 予約優先となりますのでご了承ください。



## 7月の開催日



町の相談窓口

司法書士相談会※

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※電話の事前確認が必要です

相談会場は、いずれも町民野球場事務室となります

お気軽にご相談ください

お問い合わせ先： 復興推進課 用地係 tel 0225-54-3131 (内線262～265)

## 中心部の抵当権等設定地の買取り契約を進めています

買取り希望の土地に、抵当権等の権利(※1)が設定されている場合でも、土地売却代金で債務を返済すること(代理受領)を条件に、その土地の抵当権等を解除できる場合があります。(※2)

下に示す流れに従って、買取り契約を進めます。抵当権の設定された土地の買取りを希望する方は、お早目に金融機関にご相談ください。

離半島部については、買取希望の状況等を集計のうえ、該当者に「買取価格明細書」をお送りする予定ですので、今しばらくお待ち願います。

### 抵当権等設定地 買取り契約の流れ

- ① 買取価格明細書(※3)を金融機関に提出し、「代理受領」による土地の買取りを希望している旨を申し出ます。  
↓
- ② 金融機関により、「代理受領」による抵当権等の解除が可能だと判断されたら、金融機関から、通知(抵当権全部解除承認申請審査結果通知書)が届きます。(※4)  
↓
- ③ 金融機関から届いた通知のコピーを、復興推進課用地係まで提出してください。(郵送可)  
↓
- ④ 契約書類が準備でき次第、買取り契約について個別にご案内します。契約の際、代金の一部または全部を、金融機関に支払う趣旨の書類もご記入の上、提出していただきます。  
↓
- ⑤ 土地の所有権を町に移転する登記が完了したあと、町が抵当権の登記を抹消します。

※1 抵当権者が金融機関以外のときや、抵当・根抵当以外の権利設定(仮登記等)があるときは、抹消が困難だったり、時間を要したりする場合がありますので、司法書士等にご相談ください。

※2 買取金額より残債の額が多いときは、抵当権等が解除されても、依然、債務は残ることとなります。

※3 平成25年2月末現在、登記簿上で抵当権等が設定されていることが確認できる土地を所有し、その土地を防災集団移転促進事業で買取りを希望されている方に対して送付しています。これまで買取りを「希望しない」と回答されていた方でも「抵当を外せる可能性があるのなら買い取ってほしい」とお考えの場合は、復興推進課までご相談ください。

※4 金融機関によっては、電話連絡の場合もあります。その場合は、電話があったことを復興推進課用地係にお伝えください。

## 女川町中心部地区環境調査報告書の縦覧について

女川町では今後本格的な復興事業を進めるにあたり、環境に配慮した事業とすることを目的として、任意の環境影響評価を行いました。

つきましては、報告書を下記の通り縦覧します。

縦覧日時	平成25年6月28日（金）～7月12日（金）※土日を除く
縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで
縦覧場所	女川町役場 仮設庁舎2階 復興推進課 都市計画係

### 中心部に土地をお持ちのみなさまへ 建築行為等の制限について

土地区画整理事業の施行地区内で、建築行為等をする場合、土地区画整合法第76条の規定に基づき、女川町長の許可が必要となります。

この許可を受けようとする場合は、事前に下記までご相談ください。

#### 許可が必要な建築行為等

許可申請が必要となるのは、土地区画整理事業の施行地区内で事業の施行の障害となるおそれがある次の建築行為等をする場合です。

- ① 盛土、切土、埋め立て等による土地形状の変更
- ② 建築物その他の工作物※の新築、改築、増築

※工作物とは、建築基準法という「工作物」だけでなく、地上または地中に設置するすべての人工物が対象となります。

- ③ 重量5トンを超える移動の容易でない物件の設置もしくは、たい積

**お問い合わせ先**： 復興推進課 都市計画係 0225-54-3131（内線238）



復興スナップショット

### 復興まちづくり説明会開催

5月25日 於：総合体育館柔道場

Memo：世界的建築家の坂茂氏をお招きして、JR女川駅および駅前プロムナードについてご提案をいただきました。

模型を使い、わかりやすく将来の女川駅周辺のイメージについて説明をいただき、町民の皆さまとの意見交換を行いました。

